

重要事項説明書

(総合支援事業)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始に当たり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 NCS
主たる事業所の所在地	〒939-0362 射水市太閤山八丁目 54 番地
代表者（職名・氏名）	代表社員 海津 良勝
設立年月日	令和元年 9 月 12 日
電話番号	0766-50-9072
ファックス番号	0766-50-9022

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	Re-have	
サービスの種類	指定居宅サービス（通所介護）	
事業所の所在地	〒939-0362 射水市太閤山七丁目 108 番地	
電話番号	0766 - 50 - 9072	
ファックス番号	0766 - 50 - 9022	
指定年月日・事業所番号 （総合支援事業）	令和 3 年 6 月 1 日指定	16A1100015
管理者の氏名	高木 恭平	
実施地域	射水市	
利用定員	1 日 2 単位 30 名	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態等の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

事業者が設置する事業所に通ってもらい、生活動作等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活動作向上目的の機能訓練等のサービスを提供します。

サービスの提供に当たっては、利用者ができることは利用者が行うことを基本とします。

5 営業日時

営業日	月曜日から土曜日、祝日
休業日	日曜日、年末年始 その他会社が指定した日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後12時00分まで
	午後1時30分から午後4時30分まで

6 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は下記のとおりです。

(1) 管理者 1名

事業所の従業員及び業務の一元的な管理及び従業員が遵守すべき事項についての必要な指揮命令を行うほか、指定居宅サービスの目標や具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画の作成を行います。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者の生活の向上を図るための相談、援助等を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者等との連携を行います。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行います。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(5) 介護職員 4名以上

個別サービス計画等に基づき指定居宅サービスの従事に当たります。

7 サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 城戸 千亜紀
管理責任者の氏名	管理者 高木 恭平

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割または3割の額です。

(1) 指定居宅サービスの利用料

料金表

要支援

	1日あたりの 単位数	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
事業対象者・要支援1	436	436円	872円	1308円
利用回数が上限を超える場合	1798/月	1798/月	3596/月	5394/月
要支援2	447	447円	894円	1341円
利用回数が上限を超える場合	3621/月	3621/月	7242/月	10863/月
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	合計単位数の9.0%			

(2) その他の費用

延長料金	延長無し
食費	食事の提供無し
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につきリハビリパンツ150円、紙オムツ200円、パッド50円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、個人に要した実費をいただきます。

(3) キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払期日27日の翌月の15日前後に差し上げます。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(当日が土日の場合は月曜日、当日が祝日の場合は翌日)に、指定する口座から引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日(当日が土日の場合は月曜日、当日が祝日の場合は翌日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 富山信用金庫 太閤山支店 普通口座 0634508 ド) エヌシーエス
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日(当日が土日の場合は月曜日、当日が祝日の場合は翌日)までに、現金でお支払いください。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、富山県、射水市及び担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 損害賠償

(1) サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

(2) 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

損害賠償保険名：AIG 損害保険株式会社

(3) 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

12 守秘義務

(1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

(2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

(3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第115条の45の7第1項に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター、他の第一号事業の実施者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(4) (1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

13 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0766-50-9072 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	射水市 介護保険課 介護保険管理係	電話番号 0766-51-6627 FAX 番号 0766-51-6657
	富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 苦情相談窓口	電話番号 076-431-9833 FAX 番号 076-431-9850
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 076-432-3280 FAX 番号 076-432-6532

- (3) 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- (4) 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

1 4 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

- 防災訓練 年2回
- 避難訓練 年2回
- 通報訓練 年1回

1 5 サービス内容等の記録の作成及び保存

- (1) 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも(1)の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- (3) 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、(1)の記録の写しを交付することができるものとします。

1 6 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 事業所内で政治活動や宗教活動は行わないでください。
- (4) 所持金その他貴重品はご自身で管理してください。
- (5) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。